

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成30年7月3日（平成30年（行情）諮問第278号）

答申日：平成31年2月5日（平成30年度（行情）答申第407号）

事件名：特定文書に記載の「総合的な検討」のために行政文書ファイルにつづられた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「『総合的な検討』（「UNMISSにおける自衛隊施設部隊の活動終了に関する基本的な考え方」）のために行政文書ファイルにつづった文書の全て。＊「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙1及び別紙2に掲げる30文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年3月13日付け閣安保第124号により内閣官房国家安全保障局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その一部の取消し及び文書の再特定を求める。

2 審査請求の理由

（1）一部に対する不開示決定の取消し

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（2）他にも文書が存在するはずである。

本件請求で特定された文書が、異なる開示請求である閣安保第123号（以下「別件開示決定」という。）で特定された文書と全く同じというのは奇異であり、改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の趣旨について

本件は、審査請求人が行った本件請求文書の行政文書開示請求に対して、処分庁において、法11条の期限の特例を適用し、平成29年5月15日付け閣安保第258号（以下「先行開示決定」という。）において、「U

N M I S Sにおける自衛隊施設部隊の活動終了に関する基本的な考え方を特定して開示した上で、原処分を行ったところ、審査請求人から、不開示部分の取消し等を求めて審査請求が提起されたものである。

2 本件対象文書について

本件開示請求に係る「総合的な検討」とは、平成29年3月10日、当時南スーダンPKOへ派遣されていた自衛隊施設部隊が同年5月末をめぐりに活動を終了することが決定された際に、政府の立場を説明するために公表された「UNMISにおける自衛隊施設部隊の活動終了に関する基本的な考え方」の4段落目に記載されているものである。

したがって、本件対象文書は、当該基本的な考え方に記載のある「南スーダンPKOについては、今年1月で派遣開始から5年という節目を越え、施設部隊の派遣としては最長となることから、かねてより、今後の在り方について、総合的な検討を行ってきた」ことに関して作成又は取得した文書である。

3 原処分の妥当性について

- (1) 別紙1の1の文書1中の不開示とした部分（処分庁は原処分の別紙1において「(1枚目)」と記載しているが、対象文書としては「関係省庁局長級会議資料(平成28年9月21日)」全体を特定している。)は、南スーダンPKOの今後の在り方の検討に際し開催した関係省庁との会議における具体的な検討の経緯、協議の内容等が記載されている。

これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、国の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。

以上のことから、法5条3号及び5号に定める不開示情報に該当するため、不開示としたことは妥当である。

- (2) 別紙1の4の文書1及び文書5中の「2.」において不開示とした部分は、これまで詳細を公にしたことがない四大臣会合の開催場所が記載されている。

これらを公にした場合、今後の国家安全保障会議の開催場所を推察され、今後の開催に際し、敵対する勢力からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、我が国の安全が害されるおそれがある。

以上のことから、法5条3号に定める不開示情報に該当するため、不開示としたことは妥当である。

- (3) 別紙1の4の文書5中の右上の不開示とした部分は、文書の取扱区分等が記載されている。

これを公にした場合、国家安全保障会議の各回の議事内容等の秘匿度等が明らかとなり、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察され、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある。

以上のことから、法5条3号に定める不開示情報に該当するため、不開示としたことは妥当である。

- (4) 別紙1の4の文書5中の「4.」において不開示とした部分及び2枚目以降（処分庁は原処分の別紙4の文書5において「(1枚目)」と記載しているが、対象文書としては「国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】（平成29年3月10日）全体を特定している。）は、国家安全保障会議における議事内容等が記載されている。

これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、国の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、国家安全保障会議が行う今後の安全保障政策等の検討における率直な意見交換に支障を来すおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。

以上のことから、法5条3号及び5号に定める不開示情報に該当するため、不開示としたことは妥当である。

- (5) 別紙2の文書1及び文書2は、南スーダンPKOの今後の在り方の検討に際し開催した関係省庁との会議における具体的な検討の経緯、協議の内容等が記載されている。

これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、国の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。

以上のことから、当該文書は、法5条3号及び5号に定める不開示情報に該当するため、不開示としたことは妥当である。

- (6) 別紙2の文書3及び文書4は、幹事会及び国家安全保障会議において

席上回収資料とした，公にすることを前提としない文書及びその関連文書であり，具体的な検討の経緯，協議の内容，それらの内容の推認を可能とする情報等が記載されている。

これらを公にした場合，我が国の安全保障上の関心事項，情報収集能力等が推察されることとなり，敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ，国の安全が害されるおそれ，他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ，他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに，国の機関の内部における審議，検討又は協議に関する情報であって，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。

以上のことから，当該文書は，法5条3号及び5号に定める不開示情報に該当するため，不開示としたことは妥当である。

- (7) 別紙2の文書5は，国家安全保障会議における議事内容，その内容の推認を可能とする情報等が記載されている。

これらを公にした場合，我が国の安全保障上の関心事項，情報収集能力等が推察されることとなり，敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ，国の安全が害されるおそれ，他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ，他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに，国の機関の内部における審議，検討又は協議に関する情報であって，国家安全保障会議が行う今後の安全保障政策等の検討における率直な意見交換に支障を来すおそれ，不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。

以上のことから，当該文書は，法5条3号及び5号に定める不開示情報に該当するため，不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は，原処分における審査請求の理由として，「記録された内容を精査し，支障が生じない部分については開示すべきである。」旨主張している。

しかしながら，処分庁においては，上記3のとおり，対象となる文書について開示の是非を慎重に判断したと認められるところである。

- (2) また，審査請求人は，「他にも文書が存在するはずである。」，「本件請求で特定された文書が，異なる開示請求である別件開示決定で特定された文書と同じというのは奇異であり，改めて関連部局を探索の上，発見に努めるべきである。」旨主張している。

しかしながら，処分庁においては，本件対象文書以外に本件開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められないところである。

5 結語

以上のとおり、本件対象文書を特定し、本件対象文書につき、法5条3号及び5号に該当するとして不開示とした決定は妥当であり、原処分は維持されるべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成30年7月3日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月17日 | 審議 |
| ④ 平成31年1月22日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同年2月1日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙1及び別紙2に掲げる30文書である。

審査請求人は、本件対象文書の不開示部分の開示及び本件対象文書の再特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書を特定し、その一部が法5条3号及び5号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 審査請求人は、本件開示請求で特定された文書が別件開示決定で特定された文書と全く同じというのは奇異であり、改めて関連部局を探索すべきである旨主張しているため、本件対象文書の特定について当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 審査請求人は、本件開示請求書に平成29年3月10日付けの「UNMISSにおける自衛隊施設部隊の活動終了に関する基本的な考え方」（以下「本件添付資料」という。）を添付した上で、同文書に記載のある「総合的な検討」のために行政文書ファイルにつづった文書の開示を求めている。なお、「UNMISS」とは、国際連合南スーダンPKOミッション（以下「UNMISS」という。）を指している。

イ 本件添付資料に記載されている「総合的な検討」とは、UNMISSへの自衛隊施設部隊の派遣に係る今後の在り方についての検討を指している。

ウ 政府部内において、当該検討を行った結果、平成29年3月10日、当時UNMISSへ派遣されていた自衛隊施設部隊の活動を同年5月末をめどに終了することが決定された。

エ 処分庁においては、上記の経緯を踏まえ、本件開示請求文言にいう

「総合的な検討」とは、UNMIS Sへ派遣中の自衛隊施設部隊の活動終了に関する検討のことであると解し、そのために行政文書ファイルにつづられた文書として本件対象文書を特定したものである。

オ 一方、別件開示決定は、「南スーダンPKOへ派遣中の自衛隊施設部隊の活動終了に関する決裁関連文書の全て」との開示請求に対するものであり、請求対象が本件開示請求と重なっていることから、当該決定で特定された文書が本件対象文書と同一となったにすぎず、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していない。

カ また、本件審査請求を受け、処分庁において、念のため、執務室内の書庫、書架及びパソコン上のファイル等の探索を行ったものの、先行開示決定で特定した文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 本件対象文書の特定に係る上記(1)の諮問庁の説明は不自然、不合理とはいえ、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、内閣官房国家安全保障局において、先行開示決定で特定された文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

(1) 関係省庁局長級会議の具体的な検討内容について

別紙1の1に掲げる文書1の不開示部分には、関係省庁局長級の会議におけるUNMIS Sへの自衛隊施設部隊派遣に係る予定について、具体的な検討内容等が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、UNMIS Sへの部隊派遣に係る政府部内での具体的な検討の経緯及び協議内容等が明らかとなり、将来の同種の検討作業において政府部内での自由かつ達な議論に支障を来すなど、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあると認められるので、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 国家安全保障会議の開催場所について

別紙1の4に掲げる文書1及び文書5(本文上から5行目)の不開示部分には、国家安全保障会議の開催場所が記載されていることが認められる。

当該各部分は、これを公にすることにより、我が国の安全保障に関する重要事項を審議する会議の今後の開催場所が推察され、敵対する勢力から妨害措置を講じられるなど、国家安全保障会議の開催に支障を来し、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 国家安全保障会議の議事の記録等について

別紙1の4に掲げる文書5の右上部分及び本文「4. 議事内容と発言者」の不開示部分並びに別紙2に掲げる文書5には、当該各文書の取扱区分等及び国家安全保障会議における具体的な議事内容等が記載されていることが認められる。

当該各部分は、これを公にすることにより、我が国の安全保障に関する情報関心、情報収集能力等が推察され、国の安全が害されるおそれ及び他国等との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 国家安全保障会議及び関係省庁会議等の資料について

別紙2に掲げる文書1ないし文書4は、関係省庁担当者級会議、同局長級会議、幹事会及び国家安全保障会議における各資料であり、当該各文書の不開示部分には、UNMISSへの自衛隊施設部隊派遣に係る検討の経緯及びその内容等が記載されていることが認められる。

当該各部分は、これを公にすることにより、我が国の国際平和協力業務に関連する諸問題に係る政府部内での具体的な検討内容等が明らかとなり、将来の同種の検討作業において自由かつ達な議論に支障を来すなど、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあると認められるので、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 付言

本件では、諮問庁が理由説明書（上記第3の3（1）及び（4））において説明するとおり、本件行政文書開示等決定通知書において、2枚目以降が不開示とされた2文書について、同通知書別紙には、開示決定等の対象として特定した各文書の名称の末尾に「（1枚目）」と明らかに誤った記載がなされていることが認められる。かかる記載の誤りは、当該文書の1枚目のみを当該決定の対象として特定したとの誤解を与えかねないものであり、原処分においては、慎重さに欠ける不適切な対応であったといわざるを得ず、処分庁においては、今後、開示決定等に当たっては、同様の事態が生じないように、正確かつ慎重な対応が望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号及び5号に該当するとして不開示とした決定については、内閣官房国家安全保障局において、先行開示決定で特定された文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条3号及び5号に該当すると認められるの

で、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙 1

1 関係省庁会議資料

文書 1 関係省庁局長級会議資料（平成 28 年 9 月 21 日）（1 枚目）

2 記者ブリーフィング資料

文書 1 記者ブリーフィング資料（平成 29 年 3 月）配布資料

3 部会資料

文書 1 部会資料（平成 29 年 3 月）UNMIS S における自衛隊施設部隊の活動終了に関する基本的な考え方

4 国家安全保障会議資料等

文書 1 国家安全保障会議の開催について【四大臣会合】（平成 29 年 3 月 10 日）

文書 2 国家安全保障会議資料【四大臣会合】（平成 29 年 3 月 10 日）UNMIS S における自衛隊施設部隊の活動終了に関する基本的な考え方（案）

文書 3 国家安全保障会議資料【四大臣会合】（平成 29 年 3 月 10 日）UNMIS S における自衛隊施設部隊の活動終了に関する基本的な考え方（要旨）

文書 4 内閣官房長官記者会見御発言案（平成 29 年 3 月 10 日）

文書 5 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】（平成 29 年 3 月 10 日）（1 枚目）

5 国会答弁書

文書 1 国会答弁書（平成 29 年 3 月 13 日）参議院予算委員会 山谷 えり子議員 総理問 1（1）

文書 2 国会答弁書（平成 29 年 3 月 13 日）参議院予算委員会 山谷 えり子議員 総理問 1（2）

文書 3 国会答弁書（平成 29 年 3 月 13 日）参議院予算委員会 山谷 えり子議員 総理問 1（3）

文書 4 国会答弁書（平成 29 年 3 月 13 日）参議院予算委員会 川谷 孝典議員 総理問 0（1）

文書 5 国会答弁書（平成 29 年 3 月 13 日）参議院予算委員会 川谷 孝典議員 総理問 0（2）

文書 6 国会答弁書（平成 29 年 3 月 13 日）参議院予算委員会 小西洋之議員 総理問 5

- 文書 7 国会答弁書（平成 29 年 3 月 13 日）参議院予算委員会 佐々木さやか議員 総理問 0
- 文書 8 国会答弁書（平成 29 年 3 月 13 日）参議院予算委員会 山下芳生議員 総理想定問 2
- 文書 9 国会答弁書（平成 29 年 3 月 13 日）参議院予算委員会 清水貴之議員 総理問 1
- 文書 10 国会答弁書（平成 29 年 3 月 13 日）参議院予算委員会 清水貴之議員 総理問 1 - 1
- 文書 11 国会答弁書（平成 29 年 3 月 14 日）参議院本会議 升田世喜男議員 総理問 2
- 文書 12 国会答弁書（平成 29 年 3 月 14 日）参議院本会議 濱地雅一議員 総理問 4
- 文書 13 国会答弁書（平成 29 年 3 月 14 日）参議院本会議 本村伸子議員 総理問 1

6 理事会協議事項

- 文書 1 南スーダン P K O 派遣中の自衛隊施設部隊の撤収に係る，平成 28 年 9 月以降の検討経過について

7 想定問答

- 文書 1 想定問答①
- 文書 2 想定問答②
- 文書 3 想定問答③

別紙 2 原処分不開示とした文書

文書 1 関係省庁担当者級会議資料（平成 29 年 2 月 22 日）

文書 2 関係省庁局長級会議資料（平成 29 年 2 月 23 日）

文書 3 幹事会資料

文書 4 国家安全保障会議資料

文書 5 国家安全保障会議議事の記録